

第43回大津地方裁判所委員会議事概要

1 日時

令和5年9月7日（木）午後2時から午後4時まで

2 場所

大津地方裁判所大会議室（本館1階）

3 出席者

（地方裁判所委員会委員）五十音順・敬称略

北井和子、澤友二、高野剛、高橋陽一、中西恭祐、西田隆裕、畑山靖

（事務担当者）

川村美佐子、瀧頭健二、上田信聡、蔵慎之介、丸岡麻子

4 議事

(1) 委員の紹介

事務担当者から、前回委員会後に任命された大津地方裁判所委員会委員の紹介があった。

(2) 前回委員会以後の裁判所における取組等

事務担当者から、前回委員会で委員から出された意見を踏まえて、裁判所が行った取組等について説明した（大津地方裁判所委員会の前回（大津家庭裁判所委員会と合同開催）のテーマ「大津地方・家庭裁判所における広報活動について」）。

(3) 意見交換（テーマ「裁判員裁判について」）

委員及び事務担当者において、パワーポイントを用いて、裁判員裁判の概要や当庁での運用について説明し、その後、裁判員裁判で使用する法廷、裁判員候補者待機室や評議室などの見学を実施した。

発言要旨は、別紙のとおりである。

(4) 次回委員会の日程、テーマについて

次回の地方裁判所委員会は、令和6年2月13日（火）午後2時からとし、2時間程度で行う。テーマは「民事訴訟手続等のデジタル化」とする。

(別紙)

(発言要旨)

(委員長：● 委員：○ 事務担当者等：□)

【裁判員裁判について】

- 本日の意見交換事項は、①裁判員に選ばれることへの不安を払しょくするための工夫について及び②裁判の間、裁判員がより快適に過ごせるように、当庁で工夫できることの2点だが、その前に、先ほど行った、パワーポイントによる説明や裁判員裁判用の法廷等の見学について、ご質問などがあればうかがいたい。
- 裁判員になる方の男女比や辞退する方の男女比や傾向などを教えてほしい。
- 男女でのスクリーニングはしていないが、理由なし不選任請求といって、検察官や被告人が最大5人まで選任しないよう指定することができ、例えば、性犯罪では男性を除外することも可能で、そうすると男女比が異なることもあり得る。事件ごとで見ると男女比に差が生じることはあり得るが、全体をならせば顕著な差はないのではないかと感じている。
- 裁判員には、顔を見られることに抵抗がある人もいると思われるが、裁判員はマスク、帽子やサングラスなどを着用してもよいのか。
- こちらから服装を指定することはほとんどない。常識の範囲内で着用してもらっている。ただし、帽子やサングラスを着用している裁判員は見たことがない。
- 禁止はしていないということか。
- 禁止はしていない。
- 裁判員を選任する手続への出席通知を送るのは70人から80人程度で、実際に選任手続に出席するのは20人くらいとのことだが、何の連絡もせずに欠席する人はどれくらいいるか。
- 統計を取っていないので、正確な数字は把握していないが、全く連絡なく来ないのは1人から多くて5人で、そんなに多くないという印象である。
- 裁判員候補者の出席状況については、選任期日に70人から80人に通知をして、実際に20人程度が出席する状況である。辞退者は、裁判員制度発足時に比べると増えており、高止まりだと言われている。令和3年度の全国のデータだと、選定された裁判員候補者のうち、辞退が認められた候補者の割合は66.9%で、その内訳は、①70歳以上、学生が38.7%、②事業における重要用務が26.7%、③疾病傷等が11%、④その他精神上又は経済上の不利益が9.6%、⑤介護養育が7.8%となっている。我々が着目しているのは②で、これらの方々にも参加していただけるように何か工夫できることはないかと考えている。例えば、審理期間が5日間の場合、月曜日から金曜日の1週間で連続して行った方がよいか、2週に分けて行った方が参加しやすいか。仕事によってケースバイケースかもしれないが、どちらの方がよいというご意見はあるか。

- 日程をどうするかや裁判員をやることの不安よりも、その前に、裁判員制度に対する理解不足があるのではないか。最初に約 3, 0 0 0 人に通知を出す際に、参加の可否についてアンケートを取り、参加できると回答した人にだけ、その後の通知を送ることはできないのか。
- 最初の通知の中で、年間通じて 2 か月間については、理由を付して参加できない旨を回答でき、その期間はほぼ無条件で辞退を認めて選任手続にも呼ばないようにしている。
- 参加できる人を対象に、裁判員を選任する手続への出席通知をしているという理解でよいのか。
- そのとおりである。
- 選任から審理の開始まで、当庁では大体 2 日から 5 日程度空けているが、もっと空けた方がよいのか、どうか。
- 仕事の内容にもよろうが、個人的には短い方がよい。
- 大学では、学生が裁判員に選任されたら全学部で統一的に公欠扱いになるが、自身の知る限り、一度もそのような例はない。候補者に選ばれても辞退している可能性が高いのではないかと考えている。公欠だとしても、休む期間が長くなると授業内容を理解できなくなり、単位を落としてしまう可能性もあるので、学生だと裁判員を辞退することが多くなってしまうのではないかと思う。
- 審理期間は、できるだけ 5 日とか 1 週間とかに集中させる方がよいのか。
- 大学の授業は半期ごとにあるので、集中して審理をしたとしてもある程度の日数を休むと授業についていけなくなる。大学生であれば、春休みや夏休みの期間中であれば授業がないので比較的参加しやすいかもしれない。
- 会社や組織で勤務する人が会社に裁判員制度等について伝える資料として、今回皆さんにお配りした「裁判員候補者の雇用主・上司の皆様へ」といった書類を通知とともに同封し、勤務先に提出し理解を得てもらう手段にしている。また、介護や養育の関係で辞退する方もいるが、そのような場合は、皆さんにお配りした「小さなお子さんがいらっしゃる候補者の方へ」や「介護が必要なご家族等がいらっしゃる候補者の方へ」と題する書面で、保育施設に関する紹介や介護サービスを受ける手続の案内をしている。裁判所ではできるだけ参加しやすいよう工夫しているが、現状、辞退率は高止まりであり、今日いただいた意見も踏まえて更に対応を考えていきたい。また、裁判員として参加していただく上で、精神的負担も大きな障害となっているかもしれない。もし、委員の皆さんが裁判員裁判に参加するとして、何か負担に感じ得ることはあるか。
- 先ほどの見学で法廷に入っただけですごく緊張したので、いくらいろいろ配慮してもらっていたとしても、初めての経験であれば緊張せざるを得ない。リラックスするには時間が必要である。裁判員制度は国民の義務と言われているが、私たちが仕事で担当している人には、自分の名前も書けない者もあり、最低限の教育をみんなに身につけさせることが、裁判員制度が円滑に運営されるためには必要だと感じた。しっかり教育を受けて基礎

学力がなければ裁判員を務めるのは難しいのではないかと。世の中には網の目から漏れている人たちがたくさんいるので、そういう人にきちんとした教育をしていくことが必要だと改めて感じた。

- 忙しい中裁判員に参加してくださる方は意欲の高い人が非常に多く、問題はあまり感じていない。高齢の方には、最初はコミュニケーションを取るのがやや難しいこともあるが、そのうち慣れてきてよい意見を出していただけるようになり、これも裁判員制度のよいところではないかと感じている。
- 学校の授業についていけない子がたくさんいて、高校は入学できるところにとりあえずは入るが2か月もせずに中退してしまい、なかなか定職につけず、そういう子が再犯を起こしたときに私たちが担当し、なんとか社会で自立できるようサポートしているが、そういう子はなかなかうまくいかずに犯罪を繰り返すことが多い。そういう子に目を向けてはいるが手助けする支援機関に結びつけるのが難しく、地域が人を大事にしながら一人一人をすくい上げる手立てをしないといけないと感じている。
- 不安を払拭するには、裁判員制度をわかりやすく紹介する必要があり、例えば皆さんにお配りしたパンフレット「裁判員制度ナビゲーション」がある。また、皆さんにお配りした資料の「裁判員になることに不安を感じている皆様へ」によれば、実際に裁判員を経験する前の気持ちとしては、やってみたいと思っていた人は37%で、半数くらいはやりたくないと感じていたが、実際に経験してみると97%の方がよい経験だったと感じているようであり、精神的ハードルを少しでも下げるために、このような経験者の感想を紹介しているところである。裁判所では、国民の幅広い参加を得るために、小中学校向けの広報活動や裁判員経験者との意見交換会などを実施しているが、これについて何かご意見はあるか。
- 本年11月3日に裁判員体験セミナーを裁判所で開催する予定とのことだが、今後同様の催しが開かれる際には、候補者になった方々に対する通知の中にそのような催しの案内を入れ、通知を受ける人が参加できるようにすれば精神的負担を減らせるし、参加しやすくなるのではないかと感じた。
- 裁判員を務めることをちゅうちょする理由の一つに、死刑判決があることによる不安があるのではないかと。実際は地裁で死刑判決があっても、控訴されたりしてすぐに確定するわけではないし、裁判員の判断だけですぐに決まって執行されるわけではないことを伝える必要があるのではないかと。
- 判決は裁判員が一人で決めるのではなく、裁判官を含めた9人で決めるし、不服があれば上級庁への上訴も可能であり、最終的には裁判制度の中で決まっていくものであるという説明はされているようである。
- 私は死刑判決を出したのは1件だけだが、そのときは、自分が持っている死刑に関する知識を全て裁判員に伝えた上で十分に時間をかけて議論した。時間をかけて裁判員と共に考え抜くことは重要なことである。

- 裁判員を辞退する人が一定数おり、その理由の一つに仕事があり、審理が長期化するほど仕事に支障が生じるので、我々ができることは、争点を絞った立証をし、いたずらに審理期間が長引いて、仕事の調整がつかないことを理由に辞退されてしまうのをなるべくなくすようにすることではないかと思う。他方で、制度設計の段階で、辞退事由が法律で決まっていて、一定程度辞退が認められる余地があるわけだが、そのような中でどこまで辞退を認めるかが問題である。仕事の都合をつけて参加している人もいる中で、緩く辞退を認めて、簡単に辞退できてしまうのは、国民の義務という観点に反する。簡単に辞退できる制度であっては問題だと考える。
- できるだけ争点を絞って審理期間を短くするのは、法曹三者で協力し合っていることである。ほかに裁判員裁判で使用する法廷等を見学してみて気付いたことや感想はあるか。
- 先ほど、委員から緊張するという話があったが、他の裁判員と距離が近いので緊張が解けないのではないかと感じた。もし、人目を気にせずにくつろげる個室を作るスペースがあれば緊張は解けるのではないかと思う。
- 裁判所は庁舎が狭いのでなかなか難しいかもしれないが、そういった面も可能であれば配慮していきたい。さて、議論は尽きないが、この辺りで本日の意見交換を終了する。本日はありがとうございました。

以 上